

令和3年度新潟市における法令遵守の推進等に関する条例運用状況

件数		概要	
不当要求行為	0件	通報受理日	令和3年5月26日
		通報内容	<p>市が発注した工事において、請負業者の現場代理人が工事の進捗が遅れているにもかかわらず順調に進んでいるとの虚偽報告を行っていた。市監督員は、現場を確認することなく、その虚偽報告を信じ、履行期限日に請負業者から工事が未施工であるとの報告を受けた。</p> <p>1 請負業者に対しては、契約約款上、契約不履行、契約解除、指名停止等の措置処分及び違約金請求の処分措置を、市内部に対しては、監督員の職務怠慢、管理職の管理責任などに対する処分措置を行い、その事実を公表し、再発防止に努めなければならない重大事案であるが、当時の課長は工事続行の判断を下し、公表せず、請負業者及び監督員ともに処分をしなかった。</p> <p>2 市は工事続行にあたって、事実と異なる理由を付けて提出日を遡った工期延長願いを請負業者から提出させ、それを受理し工期を延長した。</p>
		審査会市長報告日	令和4年4月8日
		審査会調査結果	<p>1 本件工事発注課の課長は、工事遅延への対応を判断するにあたり、上司や契約解除の権限を持つ部署に報告及び協議を行っており、その結果として契約解除ではなく、工期を延長することによって請負業者に履行を命じる判断をしており、その判断とその決定の過程上に、違法、不当な行為は認められなかった。</p> <p>2 当該工期延長について、請負業者から受発注者双方の責めに帰すことができない理由(天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等)で工期延長を請求する文書が提出され、市はそれを認める形で手続を行っていたが、請負業者の虚偽報告により誤った工期を設定したという本当の理由によって、改めて変更契約を行うべきであった。</p> <p>3 本件工事発注部署では、金額変更がない工期の変更は、理由を問わず受発注者双方の責めに帰すことができない理由(天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等)による工期延長の約款の規定で処理し、慣例により工期期限の約2週間前までの日付で決定通知を行うこととしていた。緊急を要したため事後に提出するとされた書面の日付を単なる慣例によって決定することは、時系列を確認するができず事後検証することができない状態となるため、書面の日付は実際に協議が行われた日付とすべきである。また、書面の日付と実際に提出された日が異なることになるので、実際に提出された日も收受日として記録しておく必要がある。</p> <p>4 工事遅延の発覚後、市は、通報書の提出日時点において既に請負業者への処分を含めての検討を既に実施していた。その検討結果を受けて、請負業者の指名停止処分を行うとともにその事実を公表し、業界団体に対しても注意喚起書面を送付した。これらのことから、請負業者からの虚偽報告や工事遅延を隠蔽しようとした事実は確認できなかった。</p> <p>5 監督員は、工事の進捗に疑義が生じた時点から現場代理人からの報告をもとに進捗状況を管理していた。しかし、報告には写真等の現況の分かる資料の添付はなく、要請がない等の理由で監督員は現場立会を行わなかった。監督員は、監督マニュアルに記載に沿って施工状況を確認しようとしていたことは伺えるが、設計や協議の内容が正しく行われているかの確認を現場代理人からの報告だけで行っており、確認手段としては不適切だったと言わざるを得ない。市側にも監督員が行うべき工事の施工状況の検査方法が不適切であったという部分において、監督責任はあったものと思われる。</p>
公益目的通報	1件		

	<p>審査会意見</p>	<p>関係者からの事情聴取及び関係書類の調査の結果、本件工事における請負業者からの虚偽報告及び工事遅延への対応として、契約解除とせず、引き続き請負業者に工事の履行を求める判断をしたこと、及びその判断過程において、違法、不当な行為は認められなかった。</p> <p>ただし、以下の点について改善の余地がある。</p> <p>1 契約約款上、工期延長はその延長理由によって根拠とする条項が異なるが、金額変更がない工期の変更については、理由を問わず、受発注者双方の責めに帰すことができない理由による延長規定を根拠として処理していたのは不適切である。今後は、延長理由を吟味し、事実に応じて適切な条項を根拠として手続きを行うべきである。</p> <p>2 緊急を要するとして後日書面を提出する場合において、それらに係る全ての書面の日付を慣例により実際とは異なる日付で作成が行われていたことは、事後検証をできない状態にするものであって不適切である。後日提出する書面については、実際に協議等が行われた日付をもって作成し、その書面が提出された日についても記録を残す必要がある。</p> <p>3 本件のような工事は完了すると、工事目的物のほとんどが地中に埋設・配置されるため不可視部の検査が不可能となってしまうことから、施工状況の検査として現場確認は重要であるが、工事の全てに監督員が現場立会をすることは現実的ではなく、実際には請負業者からの報告を主として施工状況の確認をしていくことになる。しかしながら、請負業者からの報告と工事の現状が一致していることを実際の施工管理業務の中でどのように確認するのかというプロセスが現状の監督マニュアルでは明確にされていない。結果として、本件工事では請負業者からの報告に依存する不適切な方法によって管理を行ってしまったことから、適切な施工状況の確認ができるよう監督マニュアルを見直すべきである。</p>
	<p>是正処置</p>	<p>1 これまでは一律に受注者からの求めにより工期変更手続きを行う形としていたが、事案により発注者からの延長又は両者協議による変更手続きなど実情に合った形で行う。</p> <p>2 慣例により工期変更手続きを竣工予定日の2週間前までに行うこととしていた。竣工予定日までに市と請負者との合意により書面を作成しているが、こうした慣例により実態と書面上の記録が異なり、時系列の確認が不可能となることから、実際の日付により処理を行う。</p> <p>3 監督員の役割を明確化するために、請負工事監督要綱を改正した。改正点は、実質的な監督業務に関する事項の追加、担当監督員・主任監督員・総括監督員別の担当内容の明確化である。請負工事監督要綱の見直しを受けて、現在、監督員の責務をより具体的に記載した工事監督マニュアルの見直しを進めている。さらに、当該事案を受け現場の適切な把握のため、主任監督員による現地確認の指示、同夜に施工している複数の工事現場の巡回立会いを新たに行うこととし、定期的に夜間での現場確認を行うよう改善した。これに加え、昼間に現場の進捗や仮復旧の状態確認を行い、工事施工管理の強化を進めている。</p>